

関西大学草創期における清国人留学生

大原美喜

はじめに

一八八六（明治十九）年に関西大学が創立されてから百年余りがすぎた。現在は大学院に七研究科、大学に七学部を持つ総合大学に発展し、日本人学生だけでなく様々な国の学生が在籍している。一九九六（平成八）年五月一日現在、関西大学で学ぶ外国人留学生は国費と私費を合わせて一八九名にのぼる。その内一〇六名が中国からの学生であり、留学生総数の五十六%を占めてい

る。^①同じ時期に高等教育機関（工業専門学校、専門学校、大学、短大）に在籍する留学生は、日本全国で五二九二人である。留学生がもっとも多く住むのは東京都で二二三〇三人、第二位は大阪府で三七二〇人である。^②大阪府に住む外国人留学生の内の約5%が関西大学に在籍している計算になる。それでは、いつ頃から関西大学は外国人留学生を、とりわけ数が多い中国人留学生を受け入れるようになったのであろうか。

中国人留学生の歴史は一八四六（道光二十六年）年にアメリカへ渡った容闳^③から始まり、日本への留学生派遣は

一八九六（光緒二十二年、明治二十九年）年に開始された。^④

十九世紀末から二十世紀初めにかけて、当時の清国から日本へやってきた留学生に関しては、さねとうけいしゅう氏、永井算巳氏、阿部洋氏を始めとして、多くの研究がなされている。^⑤ 従来の研究においては留学生派遣政策や留学生の活動、特に東京における活動が重視され、留学生の思想に関する研究や地域性に着目したものは少ない。^⑥ 呂順長氏は「中国全体を対象とした巨視的なもので、地域別の体系的な研究や、特定な時期及び特定な事件に関する研究がまだまだ進展していないのが現状である。」と指摘し、派遣する側、つまり中国での地域性に着目して研究されたが、逆に受け入れる側、つまり日本での地域性に着目した研究についてはどうであろうか。管見の限り、稲葉昭二氏の「金沢に於ける清国人留学生の記録」のみである。^⑧ 金沢へ来た留学生王建善についての史料及び清朝政府が公布した留学生に関係する章程など、細かく整理されているが、史料集の域にとどまっているといえるだろう。留学生の金沢での活動等について

は充分に考察されていない。

そこで本稿では、明治時代に外国人居留地が置かれ、中国とも関係の深い関西に着目し、留学生史における関西と関西大学の関係について考察したい。

一、大阪と清国

一八五八（安政五）年、徳川幕府はアメリカ・英国・フランス・オランダ・ロシアの五カ国と修好通商条約を結び、さらには一八六七（慶応三）年に「兵庫並びに大阪に於いて外国人居留地を定むる取り決め」を各国公使へ通達し、同年兵庫開港・大阪開市を布告した。^⑨ 一八七一（明治四）年に日清修好条約が締結されるまでの間、清国人は無条約国人扱いであったために、居留地内に住むことは許されなかったが、日清間の貿易に従事し、活躍していた。大阪港が港湾設備不良のために欧米の大型船に対応できなかったこと、大阪・神戸間の鉄道が開通したことにより、欧米人は大阪を出て神戸へと移り、大

阪における貿易は清国人が深く関わることとなった。

『大阪市史』はその状況を「それは全く支那人の掌握するところとなった」と述べている。¹¹⁾『大阪市史』は大阪における貿易について、輸出国は明治の初めは「ほとんど支那一国であったようである」と述べており、¹²⁾明治時代、清国は常に輸出国輸入共に上位を占めていた。大阪への輸入については、紡績業の発達に伴い、英国領インドから綿花の輸入量が増加したほか、清国からは米や大豆、麻類などを輸入している。一九一一年（明治四十四）年の大阪在留中国人は七六一人で、実に欧米人の五、五倍に上る。関西における商業・工業の発達は教育に影響し、明治年間に文部省直轄学校として京都帝国大学（現京都大学）、京都高等工芸学校（現京都工芸繊維大学工芸学部）、大阪高等工業学校（現大阪大学工学部）、神戸高等商業学校（現神戸大学法学部、経済学部、経営学部）、大阪医学学校（現大阪大学医学部）などが設立された。京都帝国大学はまず理工科大学が設けられ、法科、医科、文科と順に設立された。このほかにも私立では関

西大学、京都法政大学（現立命館大学）などが設立されている。¹³⁾

留学生を派遣する側である清国に関しては、一八九八年（光緒二十四）年に出版された張之洞の『勸学篇』が、既に明治維新を経ている日本への留学は欧米への留学に比べて利点が多いと奨励し、¹⁴⁾日本への留学生が増加している状況であり、一九〇五、六（光緒三十一年、三十二年頃）には八〇〇〇人余りに達した。留学生の多くは東京に滞在し、孫文、康有為、梁啓超ら亡命者もまた東京に滞在していたために、清朝政府は留学生の革命活動への傾倒を懸念し、留学を奨励すると共に規制も加えた。一九〇五年十一月、清朝政府の要請を受けて日本政府文部省が公布した「清国人ヲ入学セシムル公私私立学校ニ関スル規則」、いわゆる取締規則がそれである。留学生の規則に対する反発と一斉帰国という抗議行動、さらに、速成教育を受ける留学生が減少していくこともあって、以後清国人留学生の数は減少していくこととなる。留学期間の短い速成教育は、質が高いとは決していえなかった

ために、後に派遣が制限されることとなり、結果的に留学生の数は減少したが質的には向上していった。

清国国内では、一九〇一（光緒二十七年）年に始まる新政によって君主立憲制に向けた改革が進められた。君主立憲制の根本は隣国日本である。康有為ら立憲を主張する人々は日本で或いは清国国内で活動を続けていた。一九〇五年に科挙の廃止と学部の新設が行われ、翌一九〇六（光緒三十二年）年から留学卒業生及び学堂卒業生に対する試験が開始される。後ろにあげた中国文史料四によれば、まず游学卒業生試験を受けて進士や挙人の資格を得て、その後廷試を受けるという形式であった。関西大学への留学生は法政科挙人となり、外務部や民政部に配属されている。当時君主立憲制に向けて国会速開請願運動が繰り広げられ、清朝政府は責任内閣を組織した。清朝政府による専制支配体制の崩壊へ向けて、国家が大きく変化していく時期であった。

二、草創期の関西大学

一八七五（明治八年）五月に大審院及び諸裁判所の職制章程が定まり、今の大阪地方裁判所に当たる大阪裁判所、さらにその上級に当たる上級裁判所が設置されている。上級裁判所は大阪の他に東京、福島、長崎に設けられたが、この措置によって当時の関西法曹界の中心が大阪に定められたといえるであろう。その大阪で一八八六（明治十九）年に創立された関西大学は、関西における法律学校の中で最初のものであり、京都帝国大学法科大学と京都法政大学より十年余り早かった。まず関西法律学校と称し、後一九〇五（明治三十八）年に関西大学と改称した。ただしこのときは大学という名称であっても専門学校令による学校であり、正式に旧制大学となるのは一九二二（大正十一年）年のことである。学校の創立は大坂控訴院評定官井上操氏、大坂控訴院検事小倉久氏、同堀田正忠氏、大阪始審裁判事水上長次郎氏、同検事手

塚太郎氏^⑮らの尽力によるものであり、一九〇〇（明治三十三年）に京都帝国大学法科大学が設置されると、井上密氏、織田萬氏らに連絡をとって、教授陣を講師に招聘したり、外国語専修科を設置したり、校舎を拡充するなどして、発展していった。

関西大学最初の清国人留学生は、一九〇八（明治四十一年、光緒三十四年）年に卒業した張徳憲、張徳滋、張徳彝、張徳馨、張徳謙の五人である。日本文史料三によると、彼ら五人は出身地がすべて同じであり、同姓で名の一文字も同じであることから、親族関係にあると考えられる。次に卒業したのが一九一一年（明治四十四年、宣統三年）の周進と揚彦潔^⑯である。この他一九一〇（明治四十三年、宣統二年）年に李勃陽という人物が在籍していたが、大正年間^⑰に発行された『関西学報』の「校友会々員氏名」や、平成八年版の校友会名簿には掲載されていない。一九一一年十月におこった辛亥革命のために、卒業を待たずに帰国したのであろう。明治年間に卒業した清国人留学生に関してまとめたものが表一の「明治期関西大学卒業清

国人留学生名簿」である。そのほか大正初期に在籍していた清国人留学生も含めて、『関西学報』等に記載されている日本文史料を後ろにまとめて掲載した^⑱。また、関西大学への留学生の帰国後に關して、『学部官報』及び『政治官報』、一八七二（同治十一年）年に上海で創刊された新聞である『申報』、一九〇二（光緒二十八年）年に天津で創刊された新聞である『大公報』の記録を日付順にまとめたのが中国文史料一覽である。日本文史料六にある周進の官吏登用試験合格の記載は、中国文史料十一及び十二により証明される。

周進と揚彦潔に關しては日本文史料が比較的多く残っている。まず、日本文史料四には卒業式の様子が述べられ、当時の高崎親章大阪府知事、古荘一雄第八代学長、柿崎欽吾監事、垂水善太郎幹事（明治二十四年の卒業生）の名前がみえる。柿崎と垂水は後の一九二〇（大正九年）年に関西大学専務理事となった。一九二二年、柿崎は約三十万円の寄付募集を成し遂げて千里山に学園を建設し、関西大学の旧制大学昇格に大きく貢献した。蔵書



揚彦潔
K. Yo.



周進
S. Shū.

図1 明治44年に関西大学を卒業した二人の清国人留学生（明治44年卒業アルバムより）

は柿崎の死後遺族により関西大学図書館に寄贈され、柿崎文庫となっている。日本文史料五にみえる黒田常議員総代は、関西法律学校一期生の黒田荘次郎のことである。黒田は関西法律学校を一八八九（明治二十二年）年に卒業した後上京して和仏法律学校（現法政大学）を一八九一（明治二十四）年に卒業し、司法官試験に合格して判事となったが、一八九九（明治三十二年）年に退官して大阪で弁護士を開業した。一九四四（昭和十九）年に死去するまで長く関西大学の運営に関わり、財政確立に尽力した人物である。

日本文史料六は、周進が清国へ帰った後に受験した游学卒業生試験の問題である。このときの成績に関しては中国文史料十一、十二によって確認できるが、試験問題については記録されていないので、日本文史料六は清朝末期の官吏登用試験の内容を知る上で貴重なものであるといえるだろう。

日本文史料十二と十六は寄付金に関する記録である。これは文部省令により学校が自前の校舎を持たなければ

ならなくなったことと、学生数の増加に伴い校舎を増築する必要が生じたので、集められた寄付金である。

この時期関西大学は大学制度への組織改革を進め、校友会を組織するなど、今に続く発展の基礎を固めていった。

明治時期関西において創立された学校の多くは工業や商業に関するものであり、法律学校は少なかった。必然的に学生数も少なくなるが、質的には決して低くなかった。中国文史料一では張徳馨等と共に、京都法政大学に留学していた馬彝徳が六十四点で中等に列せられている。彼は帰国後北洋政府で黒竜江高等審判庁長となった。中国文史料四には張徳憲と共に、京都帝国大学法科大学に留学していた席聘臣が八十三点で最優等に、京都法政大学に留学していた李培業が六十二点で中等にそれぞれ列せられている。彼らはそれぞれ、中国文史料八の廷試では二等に列せられている。席聘臣は南京臨時参議院議員雲南代表を務めた人物である。史料中には他にも、大阪高等工業学校や神戸高等商業学校の留学生の名前が見ら

れる。従来の留学生史研究においては東京への学生に偏重する傾向があったが、中国文史料中にある関西への留学生の成績は、帰国後活躍したのは東京への留学生ばかりではないということを示しているといえるだろう。

おわりに

日本の明治時代は中国でいえば清朝の末期に当たる。日本への留学生数は減少傾向にあったが、質的には向上が見られ、高等教育を希望する学生が多くなっていたようである。東京の学校だけでなく、関西の学校も清国人留学生を受け入れており、その一つが関西大学である。当時は関西大学草創期に当たり、学校組織の基礎が固まりつつある時期であった。日本の学制や学校も同様に、整備されていく過程にあった。関西においては商工業の発達に伴い、工業学校、商業学校が設立され、法律学校は京都帝国大学法科大学と京都法政大学、そして関西大学の三校だけであった。

清朝政府が行った立憲君主制へ向けての改革にとって、一番身近な手本は隣国の日本である。留学生は日本で工業、商業、法律などを学び、帰国後はそれを生かして活躍した。大阪高等工業学校で船用機関を学んだ李四光が、帰国後武昌工業学校において教員をしていたことがその一例である。¹⁸⁾ 法律を学んだ留学生も日本で学んだ知識を生かして活躍したといえるだろう。関西大学へ留学していた揚彦潔は、辛亥革命後もしばらく日本に滞在しており、そのときには公使館の通訳に従事していた。周進は帰国後弁護士になっている。張徳憲、張徳滋、張徳馨は清朝政府の官吏となり、学び得た法律の知識を生かしていたと考えられる。数の上では関西で学ぶ留学生は東京のそれに及ばないが、廷試で優秀な成績を収めて官吏となった学生がおり、社会に影響を与えていたことがないとはいえない。法律とは社会生活に深く関係する重要なものである。清朝という専制支配体制から中華民国という共和制への変革期に、関西大学への留学生が官吏や弁護士として活躍していたことから、中国社会の大きな変

化に僅かながらでも関西における法学教育が関係し、そこに足跡を残していたといえるのではないだろうか。

注

(1) 『関西大学「学の実化」Vol.2 No.1 データブック 96』一七八頁（関西大学自己点検・評価委員会一九九六年）

このデータブックは中国と台湾を別項目にしている。中国と台湾からの留学生数を合計すると一二九名になり、全体の六十八%となる。

(2) 『外国人留学生受け入れの実態と課題』支援機関・留学生・企業ヒアリング調査結果報告』一八頁〜二四頁（日本労働研究機構 一九九八年）

(3) 容閑は一八二八（道光八）年に澳門（マカオ）の西南にある南堀村で生まれた。家は貧しく、七歳の時に学費のかからないミセス・ギョツラフの塾に入学し、聖書、英語などを学んだ。やがて一八四一（道光二十一年）年にモリソンスクールに入学、六年在学した後アメリカへ渡る。イェール大学に学び、アメリカの大

学を卒業した最初の中国人となった。帰国後、曾國藩と知り合い政界へ進出し、留学生派遣事業に携わった。彼に関する基本史料は、自叙伝『My Life in China and America』である。これは一九一五（民国四）年に『西

学東漸記』の題名で中国語訳が出版され、一九六九年には平凡社東洋文庫より日本語訳が出されている。また研究論文では、伊原沢周「初めて渡米留学した二人の東洋人―新島襄と容闳を中心にして―」（上）（中）（下）（『追手門学院大学文学部紀要』二十九号 一―五頁―一三五頁 一九九四年、『同』三十号 一―三頁―一三八頁 一九九四年、『同』三十一号 十七頁―三十九頁 一九九五年）があり、二人の自国の近代化に対する貢献を比較検討している。

(4) 従来の研究ではこのように規定されているが、細野浩二氏は「近代中国留学史の起点とその周辺」（『史滴』第十二号 五十四頁―六十五頁 早稲田大学東洋史懇話会 一九九一年）で、一八八五年の李鴻章による十五名の派遣を留学生史の起点としている。中国側の研究においては、董守義氏が『清代留学運動史』（遼寧人民出版社 一九八五年）で、一八九六年以前

の留学生については語学のみを目的としたもので、留学生とはいえないとしている。留学生をどう規定するかを含めて、留学生史の起点は再考を要する問題である。

(5) 中国人留学生に関する研究は非常に多いため、ここでは本稿の参考文献のうち主なものをあげる。

さねとうけいしゅう『増補中国人日本留学史』（くろしお出版 一九七〇年）、舒新城『近代中国留学史』（中華書局 一九三三年、上海書店 一九八九年重印）、黄福慶『清末留日学生』（中央研究院近代史研究所專刊三十四 一九七五年）、上垣外憲一『日本留学と革命運動』（東京大学出版会 一九八二年）、董守義『清代留学運動史』（遼寧人民出版社 一九八五年）、小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店 一九八九年）、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』（福村出版 一九九〇年）
また、小林共明『留日学生史研究の現状と課題』（辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』二二―頁―二四―頁 汲古書院 一九九二年）は、研究史をまとめており、きわめて有用である。

- (6) 留學生の思想に關しては、拙稿(旧姓島下)「清末留日學生と『黃帝紀元』」(『千里山文學論集』第六十号 五十三頁〜七十八頁 一九九八年)において、黃帝紀元と日本の神武天皇紀元との關係を考察した。
- (7) 呂順長「浙江省による地方官費留日學生派遣の創始——一八九七年の浙江留日學生を中心に——」(『関西大学東西學術研究所國際共同研究シリーズ一』『浙江と日本』二〇九頁〜二二五頁 一九九七年)
- (8) 稻葉昭二「金沢に於ける清國人留學生の記録(資料二)」「金沢に於ける清國人留學生の記録(資料一)」「金沢大学教養部論集人文科学篇」二二一—一五五〜一七〇頁 一九八四年
- (9) 同「金沢に於ける清國人留學生の記録(資料三)」「金沢大学教養部論集人文科学篇」二二二—一四三〜一六〇頁 一九八四年
- (10) 明治時代の大阪及び外國人居留地の歴史に關しては『明治大正大阪市史』(日本評論社 一九三四年)、堀田曉生・西口忠編『大阪川口居留地の研究』(思文閣出版 一九九五年)、鴻山俊雄『神戸大阪の華僑在日華僑百年史』(華僑問題研究所 一九七九年)、梅溪昇「明治の大阪と外國人」(『川口居留地』一号 十四〜二十二頁 一九八八年)、三谷裕康「大阪大学の道程——大阪大学略史——」(『大阪大学史紀要』第二号 十三頁〜二十九頁 一九八二年)を参照。
- (11) 『明治大正大阪市史』第三卷經濟編中一〇七頁(日本評論社 一九三四年)
- (12) 注10前掲書一五六頁
- (13) 長坂金雄編『全國學校沿革史』(日本教育史基本文獻・史料叢書六 大空社 一九九一年)
- (14) 張之洞「勸学篇」五頁(兩湖書院 一八九八年)
- (15) 関西大学の歴史に關しては、『関西大学を築いた人々』(『関西大学校友会 一九七三年』、『関西大学百年史 通史編上』、『同 人物編』(『関西大学 一九八六年』)及び注12前掲書参照。
- (16) 手塚太郎は漫画家手塚治の祖父に當たる。手塚太郎については、湯川敏治氏が「関西大学創立者手塚太郎と漫画家手塚治」(『関西大学年史紀要』第十号 一頁〜十二頁 一九九八年)をまとめている。

(16) 『最近官紳履歴彙編』(近代中国史料叢刊第四五〇)では「楊彦潔」となっているが、『関西学報』(私立関西大学々友会)ではすべて「揚彦潔」となっているので、本稿では「揚彦潔」に統一することとする。

(17) 表一及び史料一覽作成には次の史料を使用した。
 『清末各省官費私費留日学生姓名表』(近代中国史料叢刊統輯四九四)、『最近官紳履歴彙編』(近代中国史料叢刊四五〇)、『学部官報』(故宫博物院 一九八〇年)、
 『中国百年留学精英伝 一』(二三五頁〜二五四頁 [百花洲文芸出版社 一九九七年])
 年)、関西大学図書館所蔵『政治官報』、『大公報』(天津版)、『人民出版社 一九八二年影印)、『申報』影印本(上海書店 一九八六年)、関西大学図書館所蔵マイクロフィルム『大阪毎日新聞』、『関西学報』第壹号第五号(私立関西大学校友会 一九一〇〜一九一四年)

表一・明治期 関西大学卒業清国人留学生名簿

名 前	学 科	入 学 年	卒 業 年	住 所 又 は 原 籍	官 費 ・ 自 費	経 歴	備 考
①張徳憲	専門部 法律学科		明治四十一年 一九〇八年	江蘇省徐州 府銅山県		一九一〇(宣統二)年遊学畢業生試験で六十二点をとり、中等に列せられる。(④) 一九一一年(宣統三)年廷試で一等になり、一等一七四名中十四番目に列せられる。(⑤) 一九一一年(宣統三)年廷試の成績により外務部小京官となる。(⑥)	
②張徳滋	専門部 法律学科		明治四十一年 一九〇八年	江蘇省徐州 府銅山県		一九〇九(宣統元)年遊学畢業生試験で六十四点をとり、中等に列せられる(①) 一九一〇(宣統二)年法政科挙人となる。このとき二十四歳。(②) 同年民政部に配属。(③)	

名前	学科	入学年	卒業年	住所または 原籍	官費・ 自費	経歴	備考
⑤張徳彝	専門部 法律学科		明治四十一年 一九〇八年	江蘇省徐州 府銅山県		一九〇九(宣統元)年遊学畢業生試験で六十 六点をとり、中等に列せられる(①) 一九一〇(宣統二)年法政科挙人となる。こ のとき二十三歳。(②)	
④張徳馨	専門部 法律学科		明治四十一年 一九〇八年	江蘇省徐州 府銅山県			
③張徳謙	専門部 法律学科		明治四十一年 一九〇八年	江蘇省徐州 府銅山県			
②周進	大学部 法律学科	明治四十一年 一九〇八年 九月十一日	明治四十四年 一九一一年	江蘇省鎮江 府丹徒県	自費	一九〇五(光緒三十一年、明治三十八)年二月 来日。大阪高等予備校普通科卒業後、関西 大学入学。 一九一一年(宣統三年)年学部考取遊学畢業生試 験で六十九点をとり、中等に列せられる。 (⑦)	写真を図一にあげた。
①楊彦潔	専門部 法律学科		明治四十四年 一九一一年	湖北省武昌 江夏県			関西大学卒業後、神戸の 清国領事館や東京の中華 民国公使館で通訳として 働いていた。 写真を図一にあげた。

(注記) 表一中の①から⑦は左記の史料を表す。①から⑦は、便宜上各留學生に付したものである。⑧と⑨については、図一に写真をあげた。

- ① 『学部官報』第百四期 宣統元年九月二十一日(一九〇九年十一月三日)
 『国立故宮博物院』『学部官報』一九八〇年
 ② 『学部官報』第百二十七期 宣統二年六月二十一日(一九一〇年七月二十七日)
 『国立故宮博物院』『学部官報』一九八〇年
 ③ 『政治官報』第九百五十六号 宣統二年五月二十二日(一九一〇年六月二十八日)
 『政治官報』第一千三百十九号 宣統二年八月十六日(一九一〇年九月十九日)
 ④ 『大公報』第一千一百五十八号 宣統三年四月十九日(一九一一年五月十七日)
 ⑤ 『大公報』第三千二百号 宣統三年六月初三日(一九一一年六月二十八日)
 ⑥ 『大公報』第三千三百号 宣統三年八月十五日(一九一一年十月六日)
 ⑦ 『大公報』第三千三百号 宣統三年八月十五日(一九一一年十月六日)

日本文史料一覽

一、『大阪毎日新聞』一九〇八（明治四十二）年七月十九日（日曜日）四面

「関西大学第二十回卒業式

昨日午後二時より上福島の同校内にて挙行、高崎知事、田丸神戸地方裁判所長、柿原大阪地方裁判所長、其他五十余名の来賓あり校長古莊一雄氏勅語を捧読し左記本科卒業生四十三名に証書を授与し監事柿崎欽吾氏の事業報告、法学博士織田萬氏、高崎知事等の祝詞及卒業生総代の答辭ありて式を終われり。

池田長治郎、井上須恵雄、(三十五名中略)、張德憲、張德滋、張德燾、張德馨、張德謙」

〔注記・本文には四十三名とあるが、氏名があげられているのは四十二名である。〕

二、『関西学報』第壹号 一九一〇（明治四十三）年十月十五日

雑報三十七頁「関西大学学友会員氏名（いろは順）」の大学部法律学科第三学年の箇所「周進清国人」、三十八頁大学部法律学科第一学年の箇所に「李勃陽 清国人」とある。

三、『関西学報』第壹号 一九一〇（明治四十三）年十月十五日

雑報六十七頁〜六十八頁「関西大学校友会々員氏名（いろは順）」に、氏名・「張德燾」、住所又は原籍・「清国江蘇省徐州府銅山縣」、氏名・「張德謙」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德憲」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德滋」、住所又は原籍・「同」とある。

四、『関西学報』第貳号 一九一一（明治四十四）年十月十五日

雑報二十七頁「卒業証書授与式」
「本学第二十三回卒業証書授与式は七月八日午後一

時より第一講堂に於て挙行す。定刻前既に高崎知事を始めとして幾多来賓評議員及講師校友並に卒業生諸氏来り会せらる。鑼て振鈴により式順に従い各科各学年卒業生及学生先ず式場に着席し、次で来賓評議員及講師校友諸氏臨場一同着席するや君が代の奏樂有り。次で古荘学長勅語を奉誦せらる。斯くて学長は各科卒業生総代に卒業証書を授与し、更に各科優等者に商品を付与し終わりて一場の告辞を述べられ、次いで柿崎監事の事業報告、垂水監事の学務報告を了るや、市村博士(教頭代理)を始めとして吉田弁護士(校友総代)高崎知事、植村市長、水上検事長(評議員総代)諸氏及各科学生総代の順序に卒業生に懇篤なる祝辞を述べらる。夫れより各科卒業生総代は何れも謹厳なる態度を保持して答辞を述べ、茲に式を終り、来賓評議員及講師校友諸氏は別室に於て立食の、学生は茶菓の供応を受け、卒業生諸氏は校友会主催の大阪ホテルに於ける校友会大会に招待せられ、午後五時全く散し尽せり。因みに当日来

賓及び評議員の主なるもの並に各科卒業生(氏名略)左の如し。」

「卒業生(府県族称氏名左の如し)イロハ順」とあり、大学部第三回卒業生五名のうち、五番目に「大清国 周進」、専門部法律科第二十三回卒業生六十二名のうち、十九番目に「大清国 揚彦潔」とある。(注記・周進と揚彦潔に関しては卒業アルバムが関西大学に保管されている。二人の写真を図一にあげた。)

五、『関西学報』第貳号 一九一(明治四十四)年十月十五日

雑報二十八頁「校友懇親会」

「前項卒業式当日午後五時より大阪ホテルに於て本年卒業生一同を招待し、校友懇親会を開く。席上黒田常議員総代の挨拶、古荘会長の乾杯の辞、卒業生総代鈴木八郎、同清国人周進の答辞あり。一同歡を尽して同九時散会せり。」

六、『関西学報』第貳号 一九一一年（明治四十四）年十一月十五日

二月十五日

雑報二十九頁「清国人登用試験問題」

「本年（一九一一年）筆者注」七月卒業の清国人周進は九月北京に於て清国の登用試験を受け好成績にて及第せり。参考の爲め左に試験問題を掲ぐ。」

憲法 「東西各国現行議會制度有一院兩院之分其用意安在得失如何試詳論之」

民法 「停止条件与解除条件ノ差異及其効力」

刑法 「甲乙共謀窃取甲入室而乙在外瞭望甲杉入室後忍為強盜乙ノ処分若何又如共謀強盜甲入後變為窃盜乙應如何科断」

國際公法 「平時封港及戰時封港其區別若何」

行政法 「行政訴訟与行政訴訟之區別」

商法 「説明海損債務者及海損分担方法」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

刑事訴訟法 「予審処分各國屬諸審判官（判事）我國刑事訴訟律草案擬婦檢察庁（檢事）管理其得失若何」

國際私法 「試述国籍抵触之原因並籌予防之策」

七、『関西学報』第貳号一九一一年（明治四十四）年十二月十五日

月十五日

雑報四十五頁「第七回校友討論會」

「二月二十五日午後一時より本学第一講堂に於て勝本博士出題の左記問題に付、第七回懸賞大討論會を開く、当日審判員として勝本法学博士、吾孫子、富田、山田三法学士本学校友吉田（音松）弁護士、同

吉田（平治郎）判事出席、定刻より積極消極の弁士

交起つて得意の雄弁を振り、最後に勝本博士は滿堂

拍手の内に壇に上り、各弁士の弁論について適切な

批評を下し一等より四等まで夫れ夫れ賞品を授与

し、進んで問題の説明を二時間余に涉りて詳細に述

べられ午後九時散會せり。」

〔受賞者のうち、四等四人の筆頭に「周進」の名前

がある。〕

がある。〕

がある。〕

八、『関西学報』第貳号一九一一（明治四十四）年十二月十五日

雜報四十八頁

「会社精算中支払を停止したる場合は破産宣告を為すことを得る哉

法科三年生 周進解決

本問の場合は学説二つに分る。一は商法第八十四条及び第二百三十四条により清算中の会社は尚ほ存続するものと看做さるが故に、商人たる会社は非商人に変わるものに非らず、清算中と雖も尚ほ破産宣告を為し得可きものとす。他は会社解散と共に営業能力を失ひたるが故に清算中の会社は商人に非らず、故に破産宣告を為す可からずと此れ共に非なり。

夫れ会社の法人たる資格と商人たる資格とは一なり哉否哉先決問題とす。商法第四十二条及び第四十四条を見れば商行為を業とする目的を以て設立したる社团は会社と謂い、会社は法人とす。即ち設立と同時に法人たる資格を取得すれども、会社が商人たる

事は商法第四十二条及び第四十四条の規定より来る結果に非らずして、商法第四条の規定より商行為を業とする結果なり。業とする目的有ると業とするとは差異有り。会社は商行為を業とする目的有りて設立と同時に法人たる資格を取得し、未だ商行為を業とせざる間、否少くとも業とするを準備せざる間は商人たる可からず。法人たる資格と商人たる資格とは二にして一に非らず。若しも積極論者の如く会社は商行為を業とする目的有るが為に会社設立と同時に商人たる法人なりとすれば、商人が其事業を承継せしむる目的を以て養子を貰ひ受け其養子は忽ち商人なり哉。論者の所謂商人となるために会社を組織せられ其組織せられたる会社は商人たる法人なりと云う二段論拠は、恰も人は働くが為に生れたるものにして故に生れたる子供が労働者なりと云うが如し。此果して正当なる哉。況哉会社が定款の作成若くは創立総会有りたる時直ちに法人なるも、商法第四十六条の明文により未だ登記せざる間は商行為を

業とする能力なきに於ておや。

如斯法人たる資格と商人たる資格とを別つものなる以上は、精算と共に営業能力を失ひて商人たる資格を消滅し、只だ法人たる資格のみ存続すると解するを何等の妨げなきのみならず、商法第八十四条及び第二百三十四条は当然消滅す可き人格を存続せしむる特別規定なり。特別規定は嚴格に解釈す可きものなり。何が故に拡張して尚ほ商人たる資格を失はずと解釈する哉。其解釈は法理上許す可きものなる哉。されば本問の場合は破産宣告を為し得ざる哉。吾輩は決して然らざると断言す。抑も破産の要件は商人たると支払停止とを必要とす。破産法は支払停止を必要とするに拘らず商法第七十四条により株式会社が負債超過の時支払を停止せざれとも、尚ほ破産宣告を為し得る事は何人と雖も疑いなき所なり。何が故に破産宣告を為し得る哉と問ふに、或いは答へて曰はん、破産法は支払い停止を要件とするも新法たる商法は旧法たる破産法を変更廃止の効力有るが

故に、商法の明文により破産法の例外と認む可きなり。然り、本問の場合も破産法は商人たるを要件とするも、商法第九十一条及び第二百三十四条の明文により破産法の例外と認む可きなり。

然るに、茲に於て疑問を生ず。即ち商法第九十一条は民法第八十一条を準用するに依つて民法施行法第二条に徴すれば、民法の破産は家質分散なりと規定し、本問の場合は破産宣告を為す可きものにあらずして家質分散を為すべきものなき哉。然れども民法施行法第二条は民法に於て破産と称するは家質分散を謂うと規定せずして、態々民事に付きてなる文字を入れたる以上は民事なる文字は商事に対する言葉なり。会社精算は其營業の結果生じたる商取引關係を消滅せしむるに外ならざるを以て、其性質は尚ほ商事と解す可きものなるが故に、民法施行法第二条の適用なしと云はざるを得ず。故に吾輩は清算中の会社が商人ならざるも、尚ほ破産宣告を為し得可きものなりと信ず。

(毛戸博士先生評 商事とは独り商行為に関する事項のみならず、商法に規定したる事項をも包含し、会社の精算は商法に規定せらるゝを以て其商行為たるは勿論なり。)

終りに一言を附す可き事は、民法商法の破産云々の規定は破産法の改正を前提として規定したるものなりとの立法理由を以て、商法第九十一条及び第二百三十四条を破産法の例外と認む可からずとの疑問、是なり。然れども、解釈は立法理由に拘束せらる可きものに非らざるのみならず、若し民法施行法第二十条の規定なければ司法官は立法理由を以て民法第八十一条商法第九十一条等の適用を拒むことを得る哉。此を破産法の例外規定なりと解する外なし。されば、民法施行法第二条に相容れざる商事に付ての民法第八十一条を準用する規定は、破産法の例外なりと解す可き事は自ずから明なり。然らざれば民事に非らざるを以て、民法施行法第二条の所謂家賃分散を為す可からず。他面には商人ならざるが故に破産宣告

を為し能わざる不都合を生ず奈何。

(毛戸博士先生評 個人たる商人が廃業後支払を停止したる場合に於て、之に対して破産の宣告を為すことを得るや否やについては、判例は消極説を執ると雖も、余は少なくとも商人が支払を停止せざるを得ざるに至りたる場合に於て廃業したる時は、之に対して破産の宣告を為すことを得と信ず。

若し夫れ清算中に於ける会社に至りては、之に対して破産の宣告を為し得るや疑なし。本論文の所論之に証して誤なし。)

明治四十四年一月稿

〔原文を圖二にあげる。〕

● 會社清算中支拂ヲ停止シタル場合ハ破産宣告ヲ爲スコトヲ得ル哉

法科三年生 周進 解決

本問ノ場合ハ學說ニツニ分ル一ハ商法第八十四條及ヒ第二百三十四條ニヨリ清算中ノ會社ハ尙ホ存続スルモノト看做サルカ故ニ商人タル會社ハ非商人ニ變ルモノニ非ラヌ清算中ト雖モ尙ホ破産宣告ヲ爲シ得キモノトス他ハ會社解散ト共ニ營業能力ヲ失ヒタルカ故ニ清算中ノ會社ハ商人ニ非ラヌ故ニ破産宣告ヲ爲ス可カラズト此レ共ニ非ナリ

夫レ會社ノ法人タル資格ト商人タル資格トハ一ナリ否哉先決問題トス商法第四十二條及ヒ第四十四條ヲ見レハ商行爲ヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ハ會社ト謂ヒ會社ハ法人トス即チ設立ト同時ニ法人タル資格ヲ取得スレトモ會社力商人タル事ハ商法第四十二條及ヒ第四十四條ノ規定ヨリ來ル結果ニ非ラヌシテ商法第四條ノ規定ヨリ商行爲ヲ業トスル結果ナリ業トスル目的有ルト業トスルトハ差違有リ會社ハ商行爲ヲ業トスル目的有リテ設立ト同時ニ法人タル資格ヲ取得シ未ダ商行爲ヲ業トセサル間否少クモ業トスルテ準備セサル間ハ商人タル可カラズ法人タル資格ト商人タル資格トハ二ニシテ一ニ非ラヌ若シモ積積論者ノ如ク會社ハ商行爲ヲ業トスル目的有ルカ爲メニ會社設立ト同時ニ商人タル法人ナリトスレハ商人力其事業ヲ承繼セシムル目的ヲ以テ養子ヲ貰ヒ受ケ其養子ハ忽チ商人ナリ論論者ノ

所謂商人トナル爲メニ會社ヲ組織セラレ其組織セラレタル會社ハ商人タル法人ナリト云フ二段論據ハ恰モ人ハ働クカ爲メニ生レタルモノニシテ故ニ生レタル子供力勞動者ナリト云フカ如シ此レ果シテ正常ナル哉況會社力定款ノ作成若クハ創立總會有リタル時直チニ法人ナルモ商法第四十六條ノ明文ニヨリ未ダ登記セサル間ハ商行爲ヲ業トスル能力ナキニ於テオヤ

如斯法人タル資格ト商人タル資格トヲ別ツモノナル以上ハ清算ト共ニ營業能力ヲ失ヒテ商人タル資格ヲ消滅シ只メ法人タル資格ノミ存続スルト解スルヲ何等ノ妨ケナキノミナラヌ商法第八十四條及ヒ第二百三十四條ハ當然消滅ス可キ人格ヲ存続セシムル特別規定ナリ特別規定ハ嚴格ニ解釋ス可キモノナリ何カ故ニ擴張シテ尙ホ商人タル資格ヲ失ハスト解釋スル哉其解釋ハ法理上許ス可キモノナル哉

サレハ本問ノ場合ハ破産宣告ヲ爲シ得サル哉吾輩ハ決シテ然ラサルト斷言ス抑モ破産ノ要件ハ商人タルト支拂停止トヲ必要トス破産法ハ支拂停止ヲ必要トスルニ拘ラヌ商法第七十四條ニヨリ株式會社力負債超過ノ時支拂停止セザレトモ尙ホ破産宣告ヲ爲シ得ル事ハ何人ト雖トモ疑ヒナキ所ナリ何カ故ニ破産宣告ヲ爲シ得ル哉ト問フニ或ハ答ヘテ曰ハシ破産法ハ支拂停止ヲ要件トスルモ新法タル商法ハ舊法タル破産法ヲ變更止ノ効力有ルカ故ニ商法ノ明文ニヨリ破産法ノ例外ト認ム可キナリ然リ本問ノ場合モ破産法ハ商人タルヲ要件トスルモ商法第九十一條及第二百三十四條ノ明文ニヨリ破産法ノ例外ト認ム可キナリ然ルニ茲ニ於テ疑問ヲ生ス即チ商法第九十一條ハ民法第八十一條ヲ準用スルニ依ンテ民法施行法第二條ニ徴スレハ民法ノ破産

ハ家資分散ナリト規定シ本問ノ場合ハ破産宣告ヲ爲ス可キモノニアラスシテ家資分散ヲ爲スヘキモノナキ哉然レトモ民法施行法第二條ハ民法ニ於テ破産ト稱スルハ家資分散ヲ謂フト規定セシテ懸ク民事ニ付テナル文字ヲ入レタル以上ハ民事ナル文字ハ商事ニ對スル言葉ナリ會社清算ハ其營業ノ結果生シタル商取引關係ヲ消滅セシムルニ外ナラサルヲ以テ其性質ハ尙ホ商事ト解ス可キモノナルカ故ニ民法施行法第二條ノ適用ナシト云ハサルヲ得ス故ニ吾輩ハ清算中ノ會社力商人ナラサルモ尙ホ破産宣告ヲ爲シ得可キモノナリト信ス

(毛戸博士先生評 商事トハ獨リ商行爲ニ關スル事項ノミナラズ商法ニ規定シタル事項ヲモ包含シ會社ノ清算ハ商法ニ規定セラル、ヲ以テ其商行爲タルハ勿論ナリ)

終リニ一言ヲ附ス可キ事ハ民法商法ノ破産云々ノ規定ハ破産法ノ改正ヲ前提トシテ規定シタルモノナリトノ立法理由ヲ以テ商法第九十一條及ヒ第二百三十四條ヲ破産法ノ例外ト認ム可カラストノ疑問是ナリ然レトモ解釋ハ立法理由ニ拘束セラル可キモノニ非ラサルノミナラス否シ民法施行法第二條ノ規定ナケレハ司法官ハ立法理由ヲ以テ民法第八十一條商法第九十一條等ノ適用ヲ拒ム事ヲ得ル哉此ヲ破産法ノ例外規定ナリト解スル外ナシサレハ民法施行法第二條ニ相容レサル商事ニ付テノ民法第八十一條ヲ準用スル規定ハ破産法ノ例外ナリト解ス可キ事ハ自ラ明ナリ然ラサレハ民事ニ非ラサルヲ以テ民法施行法第二條ノ所謂家資分散ヲ爲ス可カラス他面ニハ商人ナラサルカ故ニ破産宣告ヲ爲シ能ハサル不都合ヲ生ス奈何

(毛戸博士先生評 個人タル商人カ廢業後支拂ヲ停止シタル場合ニ於テ之ニ對シテ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ルヤ否ヤニ付

テハ判例ハ消極說ヲ執ルト雖モ余ハ少ナフトモ商人カ支拂ヲ停止セサルヲ得サルニ至リタル場合ニ於テ廢業シタル時ハ之ニ對シテ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得ト信ス

若シ夫レ清算中ニ於ケル會社ニ至リテハ之ニ對シ破産ノ宣告ヲ爲シ得ルヤ疑ナシ本論文ノ所論之ニ証シテ誤ナシ)

明治四十四年一月稿

九、『関西学報』第貳号一九一一（明治四十四）年十二月十五日

雑報十二頁「関西大学校友会々員氏名（いろは順）」に、前にあげた張徳彝・張徳謙・張徳馨・張徳憲・張徳滋の五名の名前がある。住所又は原籍の欄は変更なし。また二十五頁に氏名・「揚彦潔」、住所又は原籍・「神戸市」、六十六頁に氏名・「周進」、住所又は原籍・「清国江蘇揚州磚街宮溝頭印家巷」とある。

十、『関西学報』第参号 一九一二（大正元）年十二月十日

雑報三十三頁「寄付金払込報告」
「本学校舎拡張資金として大正元年十一月十五日迄に申込みられたる金額一万六千五百拾一円の内同月廿一日迄に払込まれたる金額及其氏名左の如し 払込順に依る」とあり、合計百九十七名、四千三百八十八円九十九銭の寄付金の一覧表がある。百七十六円の

寄付が最高であり、多くは十円未満であった。揚彦潔はこの表の九十七番目に列せられ、七円を寄付している。

十一、『関西学報』第参号 六十五頁「関西大学校友会々員氏名（いろは順） 大正元年十一月二十一日現在」の大学部高等商業学科第三学年の箇所「黄廻剛 清国」、「徐無極 清国」とあり、七十九頁の専門部経済学科第一学年の箇所に「柯延禧 清国」とある。

十二、『関西学報』第参号 一九一二（大正元）年十二月十日

雑報百四頁「卒業生氏名」の明治四十一年度専門部法律学科卒業の箇所に「張徳憲 清国」、「張徳滋 清国」、「張徳彝 清国」、「張徳馨 清国」、「張徳謙 清国」、百八頁の明治四十四年度大學部法律学科卒業の箇所に「周進 清国」、四十四年度専門部法律学科卒業の箇所に「揚彦潔 清国」とある。

十三、『関西学報』第参号 一九二二(大正元)年十二月十日

雑報百二十五頁「関西大学校友会々員氏名(いろは順)」に氏名・「張德彝」、住所又は原籍・「清国江蘇省銅山県」、氏名・「張德謙」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德馨」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德憲」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德滋」、住所又は原籍・「同」とある。百三十九頁に氏名・「揚彦潔」、住所又は原籍・「東京市麹町区永田町二清国公使館勤務」、百八十四頁には氏名・「周進」、住所又は原籍・「清国江蘇鎮江府丹徒県」とある。

十四、『関西学報』第四号 一九二二(大正二)年十二月十日

雑報四十一頁「寄付金受領報告」

「本学拡張資金中へ大正元年十一月廿一日より大正二年十月三十一日迄に払込まれたる諸氏及び金額左の如し但×印は一時払込又は割払として払込済 払

込順」とある。

大正二年一月に二十九名、合計八百八円四銭の寄付があった。三十五円二十銭の寄付が最高で、多くは三円五十銭であった。揚彦潔は十六番目に列せられ、金七円を寄付している。また、大正二年七月にも七円の寄付をしている。

十五、『関西学報』第四号 一九二二(大正二)年十二月十日

七十九頁「関西大学校友会々員氏名(いろは順) 大正二年十一月二十二日現在」の高等研究科の箇所「瞿鈞 支那国士族」、八十頁の大学部法律学科第二学年の箇所に「汪桐美 支那国士族」、「汪鑿 宝 中華民國士族」、八十一頁の大学部法律学科第一学年の箇所には「蔡承源 支那国士族」、八十四頁の専門部法律学科第三学年の箇所には「嚴楞 支那民国」とある。

十六、『関西学報』第四号 一九一三(大正二)年十二月十日

百二十四頁「卒業生氏名」の明治四十一年度専門部法律学科卒業の箇所に「張徳憲 清国」、「張徳滋 清国」、「張徳彝 清国」、「張徳馨 清国」、「張徳謙 清国」とあり、百二十七頁の明治四十四年度大學部法律学科卒業の箇所には「周進 清国」、百二十八頁の明治四十四年度専門部法律学科卒業の箇所には「揚彦潔 清国」、百三十二頁の大正二年度専門部法律学科卒業の箇所には「黄廻剛 中華士」、「瞿鈞 中華士」とある。

十七、『関西学報』第四号 一九一三(大正二)年十二月十日

雑報百四十八頁「関西大学校友会々員氏名(いろは順)」に氏名・「張徳彝」、住所又は原籍・「支那江蘇省銅山県」、氏名・「張徳謙」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張徳馨」、住所又は原籍・「同」、氏名

・「張徳憲」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張徳滋」、住所又は原籍・「同」とあり、百六十四頁に氏名・「揚彦潔」、住所又は原籍・「東京市麹町区永田町二支那公使館(通訳)」、一八三頁に氏名・「瞿鈞」、住所又は原籍・「支那江蘇省山宗明県」、一九七頁に氏名・「黄廻剛」、住所又は原籍・「支那江蘇省崇明県」、二百十四頁に氏名・「周進」、住所又は原籍・「支那江蘇省鎮江府丹徒県」とある。

十八、『関西学報』第五号 一九一四(大正三)年十二月十日

雑報「卒業式」

「第廿六回卒業式を去る七月五日午後二時より大講堂に於て挙行せり。時恰も極暑三伏の熱如何にも焼くが如く屋根の鬼瓦は大焰を吐くかと迄疑はれ、軒に吊せる風鈴も音を絶へ庭に置ける金魚鉢の水も湯と化するの炎熱なるに不拘、来賓講師校友等の車馬を飛して来校せらるゝもの陸続として引きも切らず。

定刻に至り第一鈴に依り学生卒業生講師校友着席し、

「中華民國人 蔽榜」とある。

第二鈴に依り評議員来賓着席、第三鈴に依り齊藤学

長卒業証書賞与授与に次いで、来賓に対する謝辞及

び卒業生に対する懇切なる訓示あり。事務報告とし

十九、『関西学報』第五号 一九一四（大正三）年十二
月十日

て柿崎監事の本年度収支予算及新築校舍洋風図書館

雑報四十三頁「卒業記念寄付金」

設置の件を報告し、併せて単科大学問題に付来賓諸

「明治四十二年より大正三年まで卒業の際卒業記念

賢及校友各位の御同情御援助を熱望する旨を述べら

として寄付せられたる金額氏名（払込者）左の如し

れ、学務報告として垂水主幹本年度入学者数、現在

（次第不同）」とあり、年度ごとに分けて寄付金額

数、卒業生及進級受験者数、担任講師人員学科別並

と氏名があげられている。明治四十四年度は全部で

に甲種商業学校に関する事項を報告せられ、織田教

九十三名が寄付しており、その合計金額は二百七十

頭より卒業生に対する将来の覚悟に付有益なる訓示

五十銭であった。筆頭に「金五円 揚彦潔氏」とあ

あり。其れより校友総代評議員知事市長来賓の祝詞、

り、四十五番目に「金一円 周進氏」とある。また

各科学生総代の別辞及各科卒業生総代の答辞ありて

大正二年は全部で百十六名、二百七十六円の寄付が

式を終れり。其日岡山支部及前学長古荘現評議員等

あった。その八十四番目と八十五番目に「金二円五

より祝電を寄せらる。因みに本年卒業生百十五名府

十銭 黄廻剛氏」「金二円 徐無極氏」とある。大

県族称氏名左の如し（イロハ順）。」

正三年には全部で百五名、百八十六円五十銭の寄付

大学部法律学科五名に次いで、専門部法律学科七十

があり、その十一番目に「金五円 蔽榜氏」とある。

八名の名前があげられており、その五十六番目に

二十、『関西学報』第五号 一九一四（大正三）年十二月十日

八十三頁「関西大学々友会々員氏名（各科別いろいろ） 大正三年拾二月三日現在」の大学部法律学科第三学年の箇所に「黄廻奏 中華民國」、「汪桐美

中華民國士族」、「汪鑿宝 中華民國士族」、八十四頁の大学部法律学科第二学年の箇所に「蔡承源 中華民國士族」、八十七頁専門部法律学科第三学年の箇所に「李鵬程 中華民國」とある。

二十一、『関西学報』第五号 一九一四（大正三）年十二月十日

百二十九頁「卒業生氏名」の明治四十一年度専門部法律学科卒業の箇所に「張德憲 清国」、「張德滋 清国」、「張德彝 清国」、「張德馨 清国」、「張德謙 清国」、百三十二頁明治四十四年度大学部法律学科卒業の箇所に「周進 清国」、百三十三頁明治四十四年度専門部法律学科卒業の箇所に「揚彦潔

清国」、百三十七頁大正二年度専門部法律学科卒業の箇所に「黄廻剛 中華士」、「徐無極 中華士」、百三十九頁大正三年度専門部法律学科卒業の箇所に「嚴楞 中華民國」とある。

二十二、『関西学報』第五号 一九一四（大正三）年十二月十日

雑報十七頁「関西大学校友会々員氏名（いろいろ）に氏名・「張德憲」、住所又は原籍・「支那江蘇省銅山県」、氏名・「張德滋」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德彝」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德謙」、住所又は原籍・「同」、氏名・「張德馨」、住所又は原籍・「同」とある。また三十三頁に氏名・「揚彦潔」、住所又は原籍・「湖北省武昌府江夏県」、五十三頁に氏名・「瞿鈞」、住所又は原籍・「支那上海英租界北四川路仁智里二八」、六十二頁に氏名・「嚴楞」、住所又は原籍・「支那江西省奉新県」、六十八頁に氏名・「黄廻剛」、住所又は原籍・「支那北京順

治門外太倉館」、八十六頁に氏名・「周進」、住所又は原籍・「江蘇省鎮江府小街吉安里」、勤務の箇所・「弁護士」とある。

中国文史料一覽

二十三、『関西学報』第五号 一九一四（大正三）年十月十日

一、『学部官報』第四百四期 一九〇九（明治四十二）年十一月三日（宣統元年九月二十一日）

九十七頁「蟬蛻録」に「徐無極 瞿鈞」とあり、徐無極から瞿鈞へ改名したことがわかる。

摺

〔原文は片仮名まじり。訓点は筆者がほどこした。〕

奏すらく考試の事竣はりて恩命を恭覆する事の為にす。本屆の游学畢業考試、臣等命を奉じて監臨官を派充し謹み遵びて、八月二十七日に入場督率し事に在ること、各員敬謹將事す。先期学部より京外各衙門の咨をもつて考に應ずるの游学畢業生三百八十三名に到る。厳しく甄録照章を行ひ五十分を以て及格と為し、計録し考に應ずる者二百八十五名を取る。八月二十九日暨び本月初一初三等の日に新建の考院に在りて場を分ちて考試す。臣等遵びて即ち査するに奏章に照らして輪流して外場に住宿し嚴密に閑防し、認真經理し、以て弊端を防ぐ。該生等なほよく

条規を恪守し秩然として序有り。ただ第三場にて懷
挟せる者一名を查出せり。まさにただちに聖巻扶出
し、三場を計るに共せて試巻二千八百四十六本を取
め、分起して内場に送入し主試官臣聯芳等により各
生の試巻をもつて校閲し完竣し会同して臣等分数を
核算しならびに該生等得るところの文憑をもつて預
め臣等により詳らかに比較を加え等第を酌定す。そ
の甄録せる一場の分数九十分以上在る者は提升一級
を量予す。成案を按照しもつて文憑の分数と試巻の
分数の両項平均して計算し考試の平均分数を作爲す。
八十分以上を満たす者は最優等と爲し、七十分以上
を満たす者は優等と爲し、六十分以上を満たす者は
中等と爲す。計考して列するに最優等十三名、優等
五十二名、中等一百九十名、分別して榜示す。この
外なほ六十分に足らざる者二十九名有り、録取の列
に在らず。謹みて分数等第の繕具清單をもつて御覽
に恭呈す。考取の各生べつに学部の照章によりて内
閣に咨送し派員を奏請し驗看し欽定を恭候し出身を

給予するを除きて外、あらゆる臣等考試游学畢業監
臨の事竣はる縁由なり。謹みて恭しく摺もて具陳す。
伏して皇上の聖鑑を乞ふ。謹みて奏す。宣統元年九
月初八日旨を奉ず。知道了はる。これを欽めよ。

謹みて学部考試游学畢業生等第分数繕具清單をも
つて御覽に恭呈す。」

この後、「計開 最優等十三名」と続き、優等五十二
名、中等百九十名の名前が挙げられている。中等の
五十四番目に「張德馨 六十六点」、同じく中等の
百十七番目に「張德滋 六十四点」とある。

〔原文を図三にあげる。〕

本部章奏五帳裏（29頁上段）左から3行目一番下に「張
德馨 六十六分」、同じく六帳裏（29頁下段）左から7
行目一番上に「張德滋 六十四分」とある。

圖三・中國文史料一の原文

科政爲違科定章每省止設一所均應由官設立以收統一教育之效
 紳所請擬擬擬師範一節應毋庸議一上所列各節如蒙
 俞允仰山部咨明兩江督臣轉飭遵照辦理所有議覆江甯千倉師範學堂
 應俟按辦完科後再准請崇綠山館恭摺具陳伏乞
 皇上聖鑒謹
 奏宣統元年八月二十九日奉
 旨依議欽此
 ○○○奏考試游學畢業生監臨事據指
 奏爲考試事竣恭摺
 恩命事本屆游學畢業考試等事
 命派完監臨官欽遵於八月二十七日入場督學在事各員敬請將事先期由
 學部將京外各衙門查到應考之遊學畢業生三百八十三名嚴行甄錄
 照章以五十分爲及格計錄取題考者二百八十五名於八月二十九日
學部官報 本部奏奏 三 一四四

暨本月初一初三等日在新建考院分場考試等遵照查照奏章輪流
 住宿外場嚴密開防認真經理以防弊端該生等尙能恪守場規秩然有
 序惟第三場查出懷挾者一名當即解卷扶出計三場共取試卷二千八
 百四十六本分起送入內場由主試官聯芳等將各生試卷校閱完竣
 會同等員取分數並將該生等所得文憑預由等詳加比較的定等
 第其甄錄一場分數在九十分以上者准予一級按照成案以文憑
 分數與試卷分數兩項平均計算作爲考試平均分數滿八十分以上者
 爲最優等滿七十分以上者爲優等滿六十分以上者爲中等計考列最
 優等十三名優等五十二名中等一百九十名分別榜示此外尙有不足
 六十分者二十九名不在錄取之列謹將分數等第繕具清單呈
 御覽除將考各生另由學部照章咨送內閣奏冊
 謹具清單恭摺
 欽定給下出身外所有等考試游學畢業監臨事據由滿恭摺具陳伏乞

皇上聖鑒謹
 奏宣統元年九月初八日奉
 旨知道了欽此
 謹將學部考試游學畢業生等第分數繕具清單恭呈
 御覽

計開

最優等十三名

林大開 八十四分	項 曜 八十四分	林志坊 八十三分
劉錦泰 八十二分	劉崇倫 八十二分	張登晉 八十二分
唐有恆 八十二分	吳良時 八十二分	程勛書 八十二分
王若蘭 八十一分	王煥文 八十分	王兆揚 八十分
宋光燾 八十分		

優等五十二名

學部官報 本部奏奏 四 一四四

千樹祺 七十九分	馮開模 七十九分	高近岩 七十九分
王蒼若 七十九分	陳訓旭 七十八分	周葆祥 七十八分
謝曉石 七十八分	梁志和 七十八分	陳 步 七十八分
潘承福 七十七分	顧 躍 七十七分	彭瑞恩 七十七分
李相良 七十六分	王若宜 七十六分	羅 昌 七十五分
余保康 七十五分	厲家福 七十五分	彭樹進 七十五分
汪振聲 七十四分	侯毓文 七十四分	王頌賢 七十四分
余派瀾 七十三分	曾緒貞 七十三分	唐 濤 七十三分
張曉仁 七十二分	朱祖鍊 七十二分	陳爾錫 七十二分
何峻業 七十二分	錢漢陽 七十二分	劉成志 七十二分
辛 漢 七十二分	夏錫祺 七十二分	取毓華 七十二分
陸英才 七十一分	周春明 七十一分	吳 鵬 七十一分
張 誠 七十一分	祁廣川 七十一分	孫 輝 七十一分

向瑞珉 七十一分	陳道統 七十一分	劉勁麟 七十一分
蔡龍卿 七十一分	余煥東 七十一分	凌士鈞 七十一分
潘嘉猷 七十一分	汪熾芝 七十一分	徐天敏 七十分
錢家浩 七十分	王博藍 七十分	李家桐 七十分
楊汝梅 七十分		
中等一百九十名		
林大同 六十九分	胡晴川 六十九分	廖浩 六十九分
楊積 六十九分	金天祿 六十九分	王國樞 六十九分
汪祖澤 六十九分	鄭劍 六十九分	謝健 六十九分
郭玉潤 六十九分	曹敦錄 六十九分	袁榮燮 六十九分
莊景珂 六十九分	胡光第 六十九分	李懷亮 六十八分
彭應蕃 六十八分	宋文煒 六十八分	馮國森 六十八分
宋學曾 六十八分	王佩 六十八分	孫潤家 六十八分
高方階 六十八分	何奇陽 六十八分	鍾震川 六十八分
梁憲 六十八分	王浩昌 六十七分	劉文嘉 六十七分
劉常澤 六十七分	吳熙正 六十七分	賤錫恩 六十七分
袁翼 六十七分	李成林 六十七分	張毓華 六十七分
湯中 六十七分	梁楚珩 六十七分	沈祥延 六十七分
曹清湘 六十七分	張清澤 六十七分	劉慰昭 六十七分
鄧場 六十七分	趙保泰 六十七分	章世武 六十七分
郭開文 六十六分	賀德深 六十六分	吳經餘 六十六分
春梁 六十六分	陳緯 六十六分	高形輝 六十六分
扶梁孫 六十六分	張文廉 六十六分	馮世德 六十六分
吳成章 六十六分	董玉璠 六十六分	張德壽 六十六分
劉學誠 六十六分	劉頌武 六十六分	金潤初 六十六分
陳鵬翔 六十六分	金鏗勳 六十六分	吳達 六十六分

學部官報

本部章奏

五

第一四四期

涂海川 六十六分	汪郁年 六十六分	駱通 六十六分
戴彬 六十六分	陳天輔 六十六分	李棟 六十六分
李抗文 六十六分	黃亦仲 六十五分	蕭友梅 六十五分
趙一德 六十五分	張清越 六十五分	黃錫齡 六十五分
曾真 六十五分	張汝魁 六十五分	李慶芳 六十五分
馮耀根 六十五分	邱心榮 六十五分	鄭際平 六十五分
安永昌 六十五分	王滙琛 六十五分	黎炳文 六十五分
黃鳴盛 六十五分	楊湘 六十五分	彭光祐 六十五分
楊永碩 六十五分	褚辛培 六十五分	張翅 六十五分
汪芳楨 六十五分	陳經 六十五分	徐家瑞 六十五分
朱彩年 六十五分	丁澗 六十五分	孫德泰 六十四分
邱在元 六十四分	沈其昌 六十四分	馬祥德 六十四分
周祥章 六十四分	張更生 六十四分	張景斌 六十四分
劉重熙 六十四分	熊成章 六十四分	陸龍州 六十四分
馬翔 六十四分	何崇禮 六十四分	張珏棠 六十四分
孟獻旦 六十四分	趙晉州 六十四分	張哲選 六十四分
曹祖蕃 六十四分	盛在珩 六十四分	計萬全 六十四分
張雲閣 六十四分	王泰銘 六十四分	康實忠 六十四分
許企設 六十四分	張務木 六十四分	吳榮炳 六十四分
張德進 六十四分	沈秉階 六十四分	盛在珉 六十四分
嚴維坤 六十三分	王毓崑 六十三分	王煥功 六十三分
許季綬 六十三分	丁兆冠 六十三分	戴汝佐 六十三分
陸近禮 六十三分	陳培琛 六十三分	趙洵遠 六十三分
林親光 六十三分	傅定祥 六十三分	沙曾詒 六十三分
孫方尚 六十三分	吳天龍 六十三分	張慶平 六十三分
蔡寅 六十三分	柯鴻烈 六十三分	張文煥 六十三分

學部官報

本部章奏

六

第一四四期

石德純 六十三分	王雙錢 六十三分	左文輝 六十三分
何道雅 六十二分	寒先梨 六十二分	毛邦傑 六十二分
楊仰誠 六十二分	郭憲章 六十二分	郝延純 六十二分
董修武 六十二分	徐輝 六十二分	張廷棟 六十二分
王倫章 六十二分	劉德昭 六十二分	崔師哲 六十二分
區恩 六十二分	區金鈞 六十二分	王庚西 六十二分
葛爲輔 六十二分	余環 六十二分	張伯楨 六十二分
關存 六十一分	即修文 六十一分	庾德典 六十一分
劉彥卿 六十一分	熊惠儒 六十一分	趙與雲 六十一分
薛光誠 六十一分	江洪杰 六十一分	傅振舉 六十一分
葉衍華 六十一分	劉滄 六十一分	楊光洪 六十一分
吳淑 六十一分	吳壽公 六十一分	陳光 六十一分
學部官報 本部發券 七		
陳學釗 六十一分	都木鏡 六十一分	郭衛村 六十一分
馬家駒 六十分	黃豫鼎 六十分	吳治 六十分
劉昌明 六十分	姚生范 六十分	李選 六十分
傅廷楨 六十分	譚汝鼎 六十分	蕭度 六十分
孫蔭岡 六十分		
〇〇遊學畢業生試官春校閱遊學畢業生試卷完竣續		
奏爲考試閱卷事 謹奏		
恩命事本局遊學畢業考試等奉		
命派充主試官欽遵於八月二十七日入場當經學部將奏定增訂考試遊學		
畢業各項章程音達在案先期由學部定期於二十九日即九月初一初		
三等日分場考試等查照發章酌定中外文字試題並將覆校各官擬		
具各項專門科學試題詳加詳定第一場每生二題第二三場均每生四		
題按日發出副探監官嚴密等分場進進各生備封試卷三場通計		

二、『申報』第一万三千四百一號 一九一〇（明治四十三年五月三十一日（宣統二年四月二十三日）

「廷試游學生等第名單

一等八十名 梁必（三十七名中略） 張德馨

〔後略〕

二等一百三十二名 王兆甫（十名中略） 張德滋

〔後略〕

一等八十名の内三十九番目に張德馨、二等百三十二名の内十二番目に張德滋の名前がある。

三、『申報』第一万三千四百三十五號 一九一〇（明治四十三年七月四日（宣統二年五月二十八日）

「游學畢業生分部掣答單

主事 魏宸組外務部 員外郎 沈其昌外務部

主事（五名中略） 小京官 王淮琛 戴彬大理院

王庚西外務部 柯鴻烈外務部 張德滋民政部

〔後略〕

全百四十名 of 配屬部を記し、十二番目に張德滋の名

前がある。

四、『学部官報』第二百二十七期 一九一〇（明治四十

三）年七月二十七日（宣統二年六月二十一日）

「延試游学畢業生照章し奨励を給するを請ふを奏するの摺 併單

奏すらく延試游学畢業生照章し奨を請ひ恭しく摺もて聖鑑を仰祈する事の為にす。密かに査するに光緒三十三年十二月二十日憲政編查館会同し臣の部游学畢業生延試録用章程を具奏し、内開するに游学畢業生延試の後学部より帶領引見することなり。およそ学部の考驗を経て最優等に列する者は進士を賞給す。延試の列にて一等に在る者は旨を請ひ翰林院編修或いは檢討を賞給す。

学部の考驗を経て最優等に列する者は進士を賞給す。延試の列にて二等に在る者は旨を請ひ翰林院庶吉士を賞給す。

学部の考驗を経て最優等に列する者は進士を賞給

す。延試の列にて三等にある者と学部の考驗を経て優等に列する者は挙人を賞給す。延試の列にて一等にある者は旨を請ひ主事を賞給し、習ふ所の科目を按照して部に分かつ。

学部の考驗を経て優等に列する者は挙人を賞給す。延試の列にて二等に在る者と学部の考驗を経て中等に列する者は挙人を賞給す。延試の列にて一等にある者は旨を請ひ内閣中書を賞給す。

学部の考驗を経て優等に列する者は挙人を賞給す。延試の列にて二等にある者は旨を請ひ知県を賞給し、省に分かちて即ちに用ひる。

学部の考驗を経て中等に列する者は挙人を賞給す。延試の列にて二等にある者は旨を請ひ七品小京官を賞給し、学ぶところの科目を按照して部に分かつ。それ延試の列にて三等にある者は旨を請ひ知県を賞給し省に分かちて試みに用ひる。已に原官にして本班に就くを願ふ者有らばそれ延試の前期に准し呈明す。すなわち原官を以て従前の進士に照らし告帰し、

本班は章程を用いて辦理す等の語あり。

旨を奉じ允准すること案に在り。本年恭しく廷試の各生の業に応じ欽定を経て等第す。茲に臣部より五月初二日項驥等一百二十名をもって帶領引見し、初三日吳達等一百十八名をもって帶領引見す。自ずから查照の定章に応じ擬具す。該生等得るところの奨励に応じて分別し開列清單し御覽に恭呈す。別繕の簡明排單の日を分かちて帶領引見するを除きて外、まさに無しとすべし。天恩を仰懇し引見完竣の後明らか諭旨を降して照章分別して録用し、以て鼓勵を資けあらゆる廷試游学畢業生照章の奨を請ふの緣由なり。

謹みて恭しく摺もて具陳す。伏して皇上の聖鑑を乞ふ。謹みて奏す。宣統二年五月初二日。旨を奉じて留む。此を欽めよ。

謹みて本年廷試游学畢業生項驥等二百三十八名の履歴等第並びに得るところの奨励に応じて繕具清單をもつて御覽に恭呈す。」とある。

以下、「計開 項驥 年三十二歲浙江人法政科進士

〔中略〕 以上十一名 廷試一等なり。前に学部考驗を経て最優等に列し均しく旨を擬請し翰林院編修或いは檢討を授職す。」と続き、官職ごとにグループ分けしている。全体の八十番目でグループの四十二番目に「張德馨 年二十三歲江蘇人法政科舉人」とある。張德馨が属するグループは全員で六十一名であり、「以上六十一名、それ劉熙麟等十八名は廷試二等なり。前に学部の考驗を経て優等に列す。梁宓等四十三名は廷試一等なり。前に学部の考驗を経て中等に列す。均しく旨を擬請しもつて内閣中書とし補用す。」とある。同じく全体の百七番目でグループの十番目に「張德滋 年二十四歲江蘇人法政科舉人」とある。張德滋が属するグループは全員で一百四名であり、「以上一百四名、廷試二等なり。前に学部の考驗を経て中等に列し均しく旨を擬請し、もつて小京官とし。学ぶところの科目を按照して部に分かち補用す。」とある。

五、『政治官報』第九百五十六号 一九一〇(明治四十

三)年六月二十八日(宣統二年五月二十二日)

「游学畢業生分部掣答單」

主事 魏宸組外務部 員外郎 沈其昌外務部

主事〔五名中略〕 小京官 王淮琛 戴彬大理院

王庚西外務部 柯鴻烈外務部 張德滋民政部〔後

略〕

全百四十名を外務部、民政部などに分けており、張
德滋はその内の十二番目に列せられている。

十三)九月十九日(宣統二年八月十六日)

「游学畢業生等第分數單

最優等六十二名〔中略〕

優等七十六名〔中略〕

中等三百二十二名 章家駿 張競勇〔中略〕

張德憲〔後略〕

成績順になっており、張德憲の名前は中等の内百九
十五番目に列せられている。点数は「以上均六十
二分」と書かれている。

六、『申報』第一万三千四百四十二号 一九一〇(明治

四十三)年七月十一日(宣統二年六月初五日)

「籤分游学生挙貢彙録

(中書改就小京官) 馮国鑫 大理院〔三名中

略〕 張德馨民政部〔後略〕

五十八名の内五番目に張德馨の名前がある。

八、『大公報』三千一百五十八号 一九一一(明治四十

四)年五月十七日(宣統三年四月十九日)

「廷試游学生等第單

一等一百七十四名〔中略〕 張德憲

張德憲の名前は一等の十四番目に列せられている。

七、『政治官報』第一千三十九号 一九一〇年(明治四

九、『大公報』第三千二百号 一九一一(明治四十四

年六月二十八日(宣統三年六月初三日)

「廷試游学学生分部分省掣答名单

外務部 主事一員 余紹宋 小京官三十員 張德憲

〔略〕

部ごとに分けてかかれており、その内外務部の小京官の筆頭に張德憲の名前がある。

十、『申報』第一万三千七百八十九号 一九一一年（明治

四十四）年六月二十九日（宣統三年六月初四日）

「廷試游学学生分部分省掣答名单

外務部 主事一員 余紹宋 小京官三十員 張德憲

〔略〕

外務部小京官の筆頭に張德憲の名前がある。

十一、『大公報』第三千三百号 一九一一年（明治四十

四）年十月六日（宣統三年八月十五日）

「学部考取游学畢業生名单

中等三百一十一名 〔中略〕 周進

周進の名前は中等の十七番目に列せられている。

十二、『申報』第一万三千八百九十号 一九一一年（明治

四十四）年十月九日（宣統三年八月十八日）

「留学生及第名单（続）

優等一百二十三名（一百十五名以前已録昨日本稿）

〔八名中略〕

中等三百一十一名 阮福田 〔十五名中略〕 周進

〔略〕

中等三百一十一名の内十七番目に周進の名前がある。

〔原文は漢文。読み下しは筆者による。〕

〔 おおはら みき 関西大学大学院
博士課程後期課程 〕